(2)　条例の制定改廃又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないこととした。（第一七九条第四項関係）

(三)　条例の公布に関する制度

普通地方公共団体の長は、議長から条例の送付を受けたときは、再議その他の措置を講じた場合を除き、その日から二〇日以内にこれを公布しなければならないこととした。（第一六条第二項関係）

3　直接請求制度の見直しに関する事項

選挙権を有する者の総数が八〇万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、その総数が八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とすることとした。（第七六条第一項、第八〇条第一項、第八一条第一項及び第八六条第一項関係）

4　国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項

(一)　是正の要求又は是正の指示を行った各大臣は、普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会に対し、当該是正の要求又は是正の指示に関する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき等には、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の不作為に係る普通地方公共団体の行政庁を被告として、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができることとした。（第二五一条の七関係）

(二)　都道府県の執行機関に対し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理について是正の要求をするよう指示を行った各大臣は、是正の要求を行った都道府県の執行機関に対し、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができることとした。（第二五二条第一項関係）

(三)　市町村の法定受託事務の処理について是正の指示を行った都道府県の執行機関は、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができるものとし、当該都道府県の執行機関に対し、市町村の第一号法定受託事務の処理について是正の指示をするよう指示を行った各大臣は、当該訴えの提起に関し、必要な指示をすることができることとした。（第二五二条第三項及び第四項関係）

5　一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

(一)　組織の変更及び廃止の特例

協議会を設ける普通地方公共団体若しくは機関等を共同設置する普通地方公共団体又は一部事務組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体又は他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、協議会若しくは共同設置又は一部事務組合から脱退することができることとした。（第二五二条の六の二、第二五二条の七の二及び第二八六条の二関係）

(二)　特例一部事務組合

一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することとすることができることとした。（第二八七条の二関係）

(三)　広域連合の理事会

広域連合には、規約で定めるところにより、執行機関として、長に代えて理事会を置くことができることとした。（第二九一条の一三関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)の(1)及び(五)に限る。）及び3から5までに関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第七三号）（内閣官房）

1　国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならないものとすることとした。（第二条の二関係）

2　特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこととした。（第二八条の二関係）

3　次に掲げる規制の特例に関する措置を追加することとした。

(一)　河川法及び電気事業法の特例等

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、河川法（昭和三九年法律第一六七号）第二三条、第二四条又は第二六条第一項（これらの規定を同法第一〇〇条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとすること（第三一条関係）

(二)　政令等で規定された地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとすること（第三五条関係）

4　新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二四年三月三一日を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条関係）

5　構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二四年三月三一日を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第四条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第七四号）（内閣官房）

1　政府は、地域再生基本方針に特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に関する基本的事項を定めるものとすることとした。（第四条第二項第三号関係）

2　新たな措置の提案

内閣総理大臣は、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとすることとした。（第四条の二第一項関係）

3　地域再生計画に記載することができる事項等

(一)　次に掲げる事項についての規定を削除することとした。

(1)　地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって株式会社により行われるものに関する事項（第五条第四項第一号関係）

(2)　地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって会社により行われるものに関する事項（第五条第四項第二号関係）